

感染症および食中毒まん延防止の指針

ヘルパーステーションとともに

当事業所は、利用者の健康と安全を守ることが求められる介護保険・障害福祉サービス事業者として、感染症や食中毒を未然に防止し、万が一発生した場合には拡大を防ぐため、速やかに対応できる体制を構築する。

あわせて、利用者の健康と安全を継続的に守ることを目的とし、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染症および食中毒の予防・再発防止、ならびに集団感染発生時の適切な対応を図るため、事業所における感染予防対策体制を確立する。

感染対策マニュアルや感染症業務継続計画（BCP）等の社内規程を整備し、社会的規範を遵守のうえ、適切で安全かつ質の高いサービスの提供を目指して、当事業所として感染対策に取り組む。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染症および食中毒まん延防止委員会」を設置・運営し、適正な予防・再発防止策を整備する体制を構築する。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、職員が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染症及び食中毒まん延防止の指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
 - ニ) 衛生管理
- ③ 職員教育を体系的に実施するため、全職員や委託業者を対象に年1回以上の「研修」（入職時を含む）を定期的実施する。
 - ④ 平時から感染症および食中毒の発生を想定し、発生時に迅速に行動できるよう、全役職員を対象とした年1回以上の「訓練」を定期的実施する。
 - ⑤ 委員会を中心に感染に関する最新情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を把握し、定期的に指針の見直し・更新を行なう。
 - ⑥ 委託業者についても、感染症および食中毒に関する基本的な対応方針を共有し、研修等を通じて感染対策の周知徹底を図る。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染・食中毒の疑いのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアル（訪問系）や業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、以下の感染拡大の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 濃厚接触者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生した場合は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、関係機関へすみやかに報告を行う。

保健所： 吹田市保健所 地域保健課 感染症担当
電話 06-6339-2227（平日 9：00～17：30）
- ④ 感染事例等が発生した場合には、利用者およびその家族等の関係者に対し、感染状況や対応策について適切な説明を行い、安心と信頼を得られるよう努める。
なお、連絡にあたっては職員間での情報共有を徹底する。
- ⑤ 発生時の情報共有に際しては、利用者や職員の個人情報保護に配慮し、必要最小限の範囲で情報提供を行うとともに、不用意な外部漏洩がないよう管理を徹底する。

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、委員会の決議により行う。

<附則>

本方針は、令和6年4月1日から適用する。

※本指針は厚生労働省のガイドラインおよび通知を基に作成しています。